

介護予防・日常生活支援総合事業（現行相当サービス（A2、A6））の取り扱いについて（令和3年4月～）

坂井地区において、介護予防・日常生活支援総合事業の開始以来、現行相当サービス（A2、A6）は月額包括報酬（定額制）としてきましたが、令和3年4月より、「サービス利用実績に応じた報酬設定」の観点から、1回当たりの単価設定による報酬を用いることとします。

（I）支給区分と単位数

- 現行相当サービス（A2、A6）の単位数は、「国の定める単価」で設定します。
- 「国の定める単価」等の詳細については、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その5）（令和3年3月5日事務連絡）Ⅱ 介護予防・日常生活支援総合事業関係資料3「介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造のイメージ（案）」、資料4「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表（案）」を参照ください。

1. 介護予防訪問介護相当サービス（A2）

区分		単位数		対象者
頻度	利用回数	回	月	
週1回程度	月4回まで	268 単位	—	事業対象者・要支援1・2
	月5回	—	1,176 単位	
週2回程度	月8回まで	272 単位	—	事業対象者・要支援1・2
	月9回	—	2,349 単位	
週2回超	月12回まで	287 単位	—	事業対象者・要支援2
	月13回	—	3,727 単位	

【請求例】

- (例1) 週1回程度の利用者に対し、一月に4回サービス提供した  
→ 268 単位 × 4 回
- (例2) 週1回程度の利用者に対し、一月に5回サービス提供した  
→ 1, 176 単位
- (例3) 週2回程度の利用者に対し、一月に8回サービス提供した  
→ 272 単位 × 8 回
- (例4) 週2回程度の利用者に対し、一月に9回サービス提供した  
→ 2, 349 単位
- (例5) 週に2回程度の利用者で、一月に9回サービス提供予定であったが、体調不良により、一月に3回の提供となった  
→ 272 単位（週2回程度の回数単位） × 3 回

## 2. 介護予防通所介護相当サービス（A6）

区分		単位数		対象者
頻度	利用回数	回	月	
週1回程度※	月4回まで	384 単位	—	事業対象者・要支援1・2
	月5回	—	1,672 単位	
週2回程度	月8回まで	395 単位	—	事業対象者・要支援2
	月9回	—	3,428 単位	

※事業対象者・要支援1と要支援2で異なるサービスコードを設定します。

## 【請求例】

- (例1) 週1回程度の利用者に対し、一月に4回サービス提供した  
→ 384 単位 × 4 回
- (例2) 週1回程度の利用者に対し、一月に5回サービス提供した  
→ 1,672 単位
- (例3) 週2回程度の利用者に対し、一月に8回サービス提供した  
→ 395 単位 × 8 回
- (例4) 週2回程度の利用者に対し、一月に9回サービス提供した  
→ 3,428 単位
- (例5) 週に2回程度の利用者で、一月に9回サービス提供予定であったが、体調不良により、一月に3回の提供となった  
→ 395 単位（週2回程度の回数単位） × 3 回

## (Ⅱ) 支給区分（1週間のサービス回数）

○あらかじめ、地域包括支援センターによる適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される1週間あたりのサービス提供頻度に基づき、各区分を位置付けてください。

○利用者の状態像の改善、または、傷病等で利用者の状態が悪化すること等によって、当初の支給区分（週1回程度、週2回程度等）において想定されたサービス提供と変動することがあり得ますが、その場合であっても、月途中の支給区分の変更は不要です。

○なお、この場合にあっては翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス計画等を定める必要があります。

○一時的な休業等サービス事業所の都合によって、サービス回数が減少した場合は、当該月に介護予防サービス計画等を変更し、支給区分を変更することは可能とします。

## (Ⅲ) 日割り請求に係る取扱い

○月の途中で事業所を変更し、かつ、当該月の利用回数が一定回数を超えて上限月額に達してしまった場合は日割り計算を行うこととなります。

○上記のとおり、日割り計算は「事業所変更」の場合のみとなります。月途中での新規利用や利用終了後に他事業所を利用しないなど、同一月に複数事業所を利用していなければ、日割り計算は不要です。なお、「事業所変更」に係る起算日は、開始時は「契約日」、終了時は「契約解除日」となります。

※終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合、その前日となります。

○加算（月額）部分に対する日割り計算は行いません。

	事由	起算日
開始	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)	契約日
終了	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)	契約解除日